

# マイナンバー制度について 重要なお知らせ

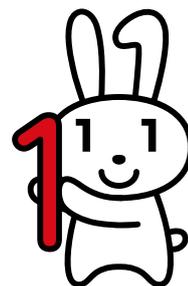
マイナンバーによる情報連携について下記のとおりお知らせいたします。

- ①システム運用開始日 平成29年7月18日
- ②システム試行運用期間 内閣府の通知に基づき、上記のシステム運用開始日から約3ヶ月間は「試行運用期間」とします。
- ③今後の事務手続き 本格運用開始までは、**従来と同様の添付書類の提出**をお願いします。

マイナンバーによる情報連携が開始されると同時に、住民票等の添付が一部省略となる旨の周知をしておりましたが、新たな事務手続きに円滑に移行ができるよう、準備期間を設けさせていただいております。

本格運用の開始時期等につきましては、情報が入り次第お知らせいたします。

皆様のご理解とご協力をお願いいたします。



## 第三者行為にあつたとき

### 届出のお願い

交通事故や喧嘩等の第三者の行為によって負傷し、保険証を使用して治療を受けたい場合、または受けた場合は**必ず**組合にご連絡をお願いいたします。

※自損事故の場合も届出の対象となります。

### 届出が必要な理由

第三者行為により負傷したときの治療費は、**本来加害者が負担するもの**ですが、保険証を使用して治療を受けた場合、加害者が支払うべき治療費を**組合が立て替えて支払う**こととなります。

後日、組合が加害者に対してその費用を請求する際に必要な情報となるため、届出が必要となります。

届出がない場合、組合は加害者に対して請求ができなくなるため、**加害者が支払うべき費用を組合員の方に負担していただく**こととなりますので、ご注意ください。

### 注意点

#### ① 示談は安易に行わないようにしてください

示談成立時点で医療給付は受けられなくなり、場合によっては加害者が支払うべき費用を組合員の方に負担していただくこともありますので、ご注意ください。

#### ② 業務中や通勤途中での負傷の場合は保険証を使用して治療は受けられません

労災保険からの給付を受けることとなりますので、労働基準監督署への手続きをお願いいたします。